

令和4年定例会 12月定期議会
教育民生常任委員会調査報告書

令和4年12月15日

教育民生常任委員会

教育民生常任委員会 活動状況

〔報告期間〕 令和4年9月8日～令和4年12月1日

日時	活動区分	内 容	頁
9. 8 (木) 15:50～16:30	協 議	<p>《委員のみ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 9月定期議会中における調査事項について ■ 委員会調査報告書について <p>〔出席者〕 武田委員長ほか委員7名</p>	—
9. 13 (火) 13:55～14:55	協 議	<p>《委員のみ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事務事業評価について ■ 陳情・要望書について <p>〔出席者〕 武田委員長ほか委員6名</p>	—
9. 14 (水) 9:30～16:10	所管事務調査① (議案調査)	<p>《教育委員会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 登米市教育委員会の事務事業等に関する点検及び評価について ■ 登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について ■ 令和4年度登米市一般会計補正予算(第5号)について <p>《医療局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 放棄した債権の報告について ■ 令和4年度登米市病院事業会計補正予算(第4号)について ■ 令和4年度登米市老人保健施設事業会計補正予算(第1号)について <p>〔出席者〕 武田委員長ほか委員7名 教育委員会 小野寺教育長ほか11名 医療局 千葉病院事業管理者ほか11名</p>	—
	所管事務調査② (議案調査等)	<p>《市民生活部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて ■ 放棄した債権の報告について 	7

日時	活動区分	内 容	頁
		<ul style="list-style-type: none"> ■令和4年度登米市一般会計補正予算（第5号）について ■令和4年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について ■令和4年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について ■令和4年度登米市介護保険特別会計補正予算（第2号）について ■登米市子ども・子育て条例の制定について ■登米市障害者地域活動支援センター統合について ■交通安全指導員及び防犯指導員の身分の見直しについて ■保健部門における専門職の配置の見直しについて 〔出席者〕 武田委員長ほか委員7名 市民生活部 三浦部長ほか12名 	
9.16(金) 9:30~14:45	所管事務調査③ (議案調査等)	《医療局》 <ul style="list-style-type: none"> ■令和3年度登米市病院事業会計決算認定について ■令和3年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について ■病院事業中長期計画（第4次病院改革プラン）令和3年度の業務実績に関する評価結果について 〔出席者〕 武田委員長ほか委員7名 医療局 千葉病院事業管理者ほか13名 	—
	協 議	《委員のみ》 <ul style="list-style-type: none"> ■委員会調査報告書について 〔出席者〕 武田委員長ほか委員7名 	—
9.21(水) 9:00~18:00	所管事務調査④ (議案調査)	《教育委員会》 <ul style="list-style-type: none"> ■令和3年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について 《市民生活部》 <ul style="list-style-type: none"> ■令和3年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について 	—

日時	活動区分	内 容	頁
		<ul style="list-style-type: none"> ■令和3年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について ■令和3年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について ■令和3年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について ■令和4年度登米市一般会計補正予算（第6号）について <p>〔出席者〕 武田委員長ほか委員8名 教育委員会 小野寺教育長ほか14名 市民生活部 三浦部長ほか12名</p>	
	協 議	<p>《委員のみ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■委員会調査報告書について ■事務事業評価について ■意見書について <p>〔出席者〕 武田委員長ほか委員8名</p>	—
9.29(木) 15:35~16:00	協 議	<p>《委員のみ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■意見交換会について <p>〔出席者〕 武田委員長ほか委員8名</p>	—
10.12(水) 14:00~16:10	意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ■諸物価高騰による給食費及び燃油等への支援について ■急激に進む少子化の保育施設に及ぼす影響とその対策について <p>〔出席者〕 武田委員長ほか委員8名 登米地方保育所協議会 16名</p>	15
10.28(金) 10:00~10:50	協 議	<p>《委員のみ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■行政視察について <p>〔出席者〕 武田委員長ほか委員7名</p>	—

日時	活動区分	内 容	頁
11. 4 (金) 10:00~12:15	所管事務調査⑤	《市民生活部》 ■ (仮称) 登米市犯罪被害者等支援条例 (案) について 〔出席者〕 熊谷副委員長ほか委員 7 名 市民生活部 三浦部長ほか 4 名	—
	協 議	《委員のみ》 ■ 意見交換会 (登米地方保育所協議会) のふりかえりに ついて ■ 行政視察について 〔出席者〕 熊谷副委員長ほか委員 7 名	—
11. 9 (水) ～ 11. 11 (金)	行政視察	■ 伊予市立図書館 (IYO夢みらい館) について (愛媛県伊予市) ■ マイナンバーカード交付率向上に向けた取り組みに ついて (愛媛県大洲市) ■ バイオガス発電プラントについて (愛媛県新居浜市: T t k エンタープライズ株)	18
11. 22 (火) 10:00~12:10	所管事務調査⑥ (議案調査等)	《医療局》 ■ 令和 4 年度登米市病院事業会計補正予算 (第 5 号) について ■ 令和 4 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算 (第 2 号) について ■ 登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ス テーション事業の設置等に関する条例の一部を改正 する条例について 《市民生活部》 ■ 令和 4 年度登米市一般会計補正予算 (専決第 1 号) に係る専決処分の報告について 〔出席者〕 武田委員長ほか委員 8 名 医療局 千葉病院事業管理者ほか 11 名 市民生活部 三浦部長ほか 5 名	—

日時	活動区分	内 容	頁
	協 議	《委員のみ》 ■年間活動計画について 〔出席者〕 武田委員長ほか委員 8 名	—

教育民生常任委員会 活動概要

【所管事務調査②】

1. 日 時：令和4年9月14日（水） 午後1時～午後4時10分
2. 場 所：迫庁舎 3階 第2委員会室
3. 事 件：
＜市民生活部＞
 - ・登米市障害者地域活動支援センター統合について
 - ・交通安全指導員及び防犯指導員の身分の見直しについて
 - ・保健部門における専門職の配置の見直しについて
4. 参 加 者：委員長 武田 節夫、副委員長 熊谷 和弘
委 員 遠藤 真理子、曾根 充敏、日下 俊、工藤 淳子、
中澤 宏、田口 政信

(市民生活部) 市民生活部長 三浦 徳美、
市民生活部次長 佐々木 美智恵、福祉事務所長 武田 康博、
環境事業所長 小林 昭広、市民生活課長 平井 崇、
生活福祉課長 沼田 芳明、子育て支援課長 名生 忠司、
長寿介護課長 佐藤 正人、健康推進課長 本間 洋子、
国保年金課長 伊藤 奈美、環境課長 島 靖幸、
クリーンセンター所長 佐々木 清晴、
市民生活課課長補佐 加藤 善己

(議会事務局) 主査 鮫名 克宏
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■登米市障害者地域活動支援センター統合について

(概要)

本市では在宅の障がい者に対し、作業活動や生活訓練を通して社会参加の促進を図るため、障害者地域活動支援センターを設置し運営してきたが、近年の民間事業所による同等のサービス提供に伴う利用者の減少及び施設の老朽化に伴い、計画的に統合を進めている。

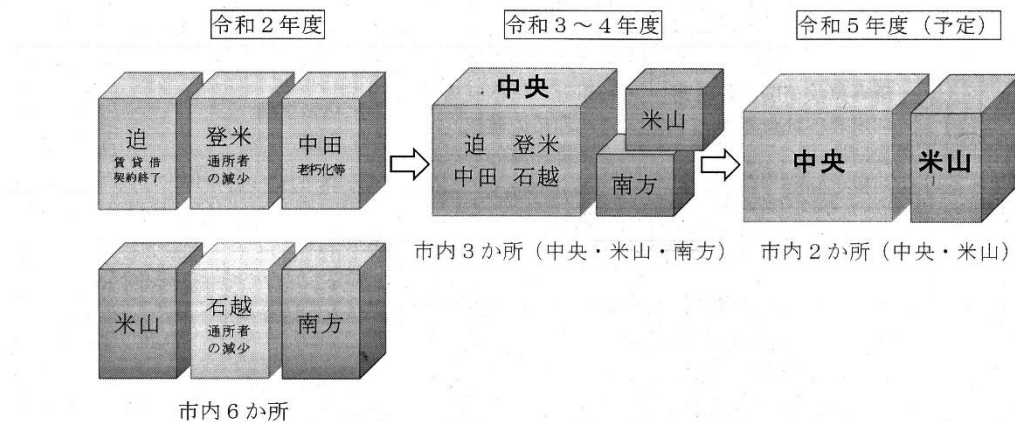
令和3年4月には市内6センターを3センターへと統廃合を行っているが、令和5年度には2センターへと再統廃合する計画であり、その実施方法やスケジュール等について調査したもの。

1. 実施方法について

南方障害者地域活動支援センター利用者に意向確認を行い、中央障害者地域活動支援センターもしくは米山障害者地域活動支援センターへ登録先を変更、または生活介護や就労継続支援B型等の障害福祉サービスへの移行を選択してもらい、南方障害者地域活動支援センターを閉所とする。

統廃合後の使用施設は、中央及び米山障害者地域活動支援センターとする。

<統廃合の流れ(イメージ図)>



2. スケジュールについて

	R4.7	8	9	10	11	12	R5.1	2	3
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・指導員及び関係課説明 ・利用者へ計画周知 ・意向確認 ・利用先確認 			<ul style="list-style-type: none"> ・受入体制の調整 ・利用者へ新体制周知 ・継続利用の確認(中央・米山) ・条例改正(12月定期議会) 			<ul style="list-style-type: none"> ・移転準備 ・移転 ・南方センター閉所 		

(所 見)

登米市障害者地域活動支援センター統合については、その背景と支援を必要とする方々の今後の在り方について説明を受けた。

利用者の登録者数は平成29年度に58人だったものが今年度は32人まで漸減している。6か所あったセンターは現在3か所。来年4月からさらに中央と米山の2か所に統合を進めたいとするものだ。

利用者漸減の背景には、民間事業による同等のサービス提供があるが、センター利用を希望する方も多い。よって今後は民間事業者の育成と合わせ、誰ひとり取り残さないセンターの運営にも意を用いて対応されたい。

■交通安全指導員及び防犯指導員の身分の見直しについて

(概要)

この見直しの件については、当委員会において令和4年7月21日に見直し内容及びスケジュール等について、一度、調査を実施している。

市民生活部において、令和4年8月に交通安全指導隊及び防犯指導隊の地区隊長への説明を実施したことから、その結果及び見直しに向けたスケジュール等について調査したもの。

1. 説明の結果等について

	交通安全指導員	防犯指導員
会議開催日	令和4年8月26日(金)	令和4年8月10日(水)
身分の見直し	了承	了承
主な意見、質疑等	この見直しについて反対したら覆るのか。 ⇒法改正であるため、ご理解いただきたい。	制度の変更は令和5年4月1日でよいか。 ⇒その予定である。
	令和2年に説明された後、町域の幹部会議に報告した際、「消防団はそのまま指導隊だけが変わるということは、指導隊は無いよりはあった方が良い程度の団体なのか」との意見があり、回答に窮したことがある。 ⇒消防団は法律で規定。指導員は法律には規定されていないが、市民の安全安心を守るために必要があり、設置している。	新規隊員の呼び掛けを行う際、「市の非常勤職員」「準公務員」と話しており、その立場が無くなると、防犯協会等と変わりが無くなってしまうという危惧がある。 ⇒指導員は市長から委嘱を受け、計画等に基づき防犯活動を実施するものであり、防犯協会とは違う立場、活動である。
	新規隊員の確保に向けたPR活動を消防団のように登米コミュニティFMを活用できないか。 ⇒検討する。(実施予定)	市として指導隊と防犯協会の役割を明確化することが必要。市民と市でお互いに理解できるようにしてほしい。

2. スケジュールについて

No.	項目	日程(令和4年度)	内容
1	市長・副市長への説明	7月1日	身分の見直しに係る概要説明
2	支所長への説明	7月14、15日	〃
3	教育民生常任委員会	7月21日	身分の見直しに係る説明
4	両指導隊長への説明	8月10、26日	〃
5	法令審査手続き	10月	条例廃止・一部改正
6	市長・副市長への説明	10月	規則改正内容等の説明
7	令和4年12月定期議会	12月	条例廃止・一部改正
8	令和5年2月定期議会	2月	身分の見直しに伴う予算審議

(所見)

地方公務員法の改正に伴う交通安全指導員及び防犯指導員の身分の見直しにかかる両指導地区隊長への説明結果や、身分見直しに係るスケジュールについて説明を受けた。

非常勤特別職から私人への身分の見直しに了承を得たとしたものだが、隊員のモチベーションはどうなるのか。今後の隊員の確保に影響はないのか。また区長も同様の見直しを検討しているとのことだが、すべての市が一様に見直すものでもないとするならば登米市としての明確な姿勢を確認する必要があり継続して調査したい。

■保健部門における専門職の配置の見直しについて

(概要)

本市では現在、保健部門の保健師と栄養士を市民生活部と8総合支所に配置し、各種の保健活動を実施している。今後、「元気とめ食育21計画」における4つの基本方針を実現するための目標達成に向け、市民に寄り添った保健事業を効果的に行うことを目的として、専門職の配置の見直しによる体制強化を図ることとしており、見直し(案)について調査したもの。

1. 保健活動の現状・課題

(1) 増加する保健事業等

- ・国の施策や他部・他課からの関連業務が増加している。
- ・複雑・困難化する健康課題や多問題を抱えるケースへの対応が増加している。

(2) 人員不足

- ・保健師の募集を行っているものの、募集人数を満たす応募がなく、慢性的な人員不足が生じている。

(3) チーム機能の弱体化

- ・迫、中田以外の総合支所では、保健師が2名、栄養士が1名の配置となっているほか、経験年数の不足などにより、チーム機能が弱体化している。

2. 体制強化の基本的な考え方

保健師等を集約しブロック体制にすることで、チーム機能を強化し、質の高い効率的な保健活動を推進する。

3. ブロック体制による保健活動の目指す姿

(1) 予防的介入を重視した活動

- ・要医療や要介護状態にならないよう、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防に力を入れる。
- ・虐待やDVなどが関連する潜在的な問題に、早期発見・早期介入等を行う。

(2) 地区活動に立脚した活動

- ・積極的に地区に出向き生活実態や健康課題に沿ったきめ細やかな保健指導を行う。
- ・地区活動を通じて、住民との協働による健康づくりを推進する。

(3) 地区担当制の推進

- ・より効果的な保健活動を推進するため、複数の保健師等で継続的に地区を担当する。

(4) 地区診断に基づくPDCAサイクルの実施

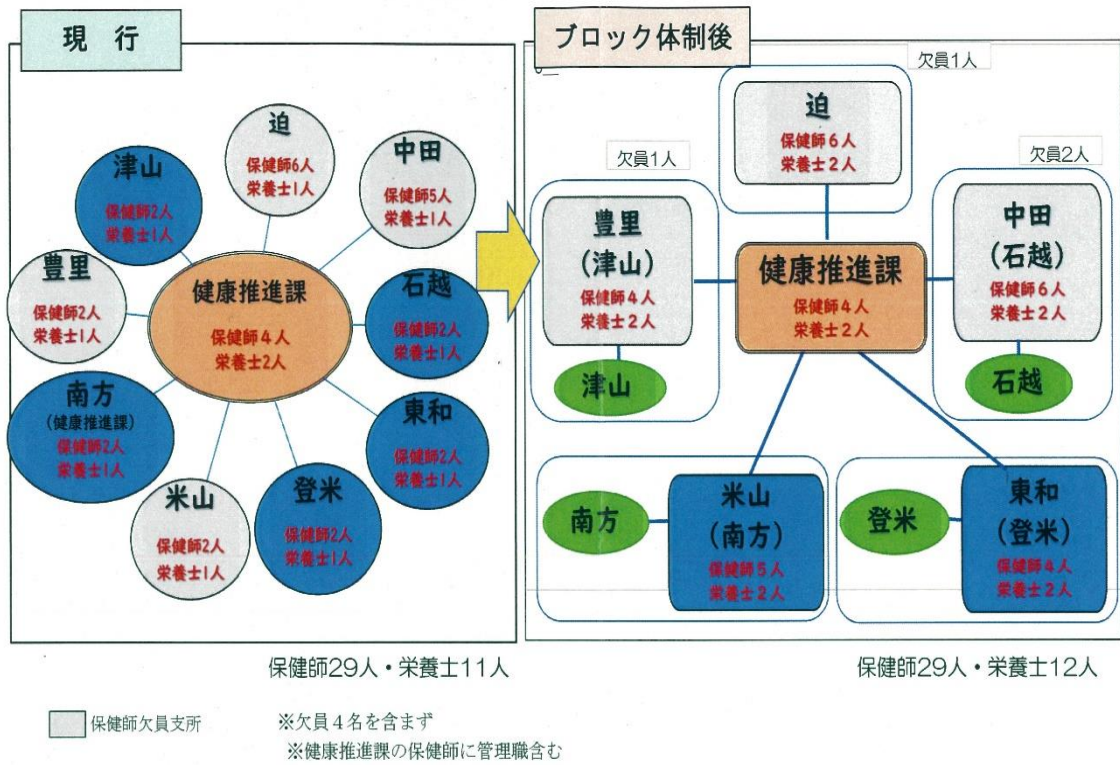
- ・地区活動を通じた地区診断により健康課題を明確にし、PDCAに基づく施策の展開と評価を実施していく。

(5) 人材育成

- ・OJTやOFF-JTなど、保健師等の育ち合う環境づくりを構築し、専門性の質の向上を図る。

4. ブロック体制のあり方

5ブロック体制（迫、中田・石越、東和・登米、米山・南方、豊里・津山）とし、保健師等は人口の多い町域の総合支所に集約して配置する。



5. ブロック体制後の課題

保健師等が不在となる支所においては、窓口対応、来所者へのタイムリーな相談、区長や民生委員などの地区組織との連携の低下などが懸念される。

6. スケジュール

令和4年10～12月	・区長、民生委員、保健活動推進員、食生活改善推進員等への説明
令和5年1月	・広報「とめ」による市民への周知
令和5年3月	・組織規則の改正

(所 見)

保健部門における専門職の配置の見直しは、市民に寄り添った保健事業を効果的に行うための体制強化だとする説明を受ける。

現在は、保健師と栄養士を市民生活部と8総合支所に配置しているが増加する保健事業に慢性的な人員不足が生じており、専門職の技術の継承も困難でチーム機能も弱体化している現状の課題を聞いた。

今後は、5ブロック体制とし、チーム機能の強化を図りバックアップ体制の構築、専門職の資質、技術の向上、事務の効率化を進め保健活動の質の向上を目指す計画だ。

現状に対する強い危機意識と改善に向けた強い意欲を感じられた調査だったが、予想される課題も見えた。令和5年4月の着実な実施にあたり一層の準備に励まれない。

教育民生常任委員会 活動概要

【意見交換会】

1. 日 時：令和4年10月12日（水） 午後2時～午後4時10分
2. 場 所：迫公民館 2階 大会議室
3. 事 件：登米地方保育所協議会との意見交換会
4. 参 加 者：委員長 武田 節夫、副委員長 熊谷 和弘
委 員 遠藤 真理子、永島 順子、曾根 充敏、日下 俊、
工藤 淳子、中澤 宏、田口 政信

登米地方保育所協議会

認定こども園さくら幼稚園 片岡 大助ほか15名

(議会事務局) 主査 鮫名 克宏

5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■登米地方保育所協議会との意見交換会

(概要)

保育施設の現場においては、コロナ禍や物価高騰などにより様々な対応・対策が求められている。それに加え、急激に進行する少子化を見据えた上での今後の施設運営の在り方や方向性について検討が必要となっている。

今回、このような保育環境の現状を把握するため、登米地方保育所協議会との意見交換会を実施したものの。

1. テーマ

- ①諸物価高騰による給食費及び燃油等への支援について
- ②急激に進む少子化の保育施設に及ぼす影響とその対策について

2. 主な意見（登米地方保育所協議会出席者より）

<テーマ①>

- ・今回、登米市のほうから私立保育所等給食材料費原油価格・物価高騰対策事業助成金が示された。大変ありがたいと感じている。ただし、この助成金は今年度限りということであり、来年度以降も継続してほしい。
- ・物価等が高騰している中で、今後の施設運営をどのようにしていったらよいのかという不安が大きい。
- ・物価高騰により大変なのは保育施設だけでなく各家庭も同じ。朝食をきちんととれていないのではないかと子どもたちも見受けられる。
- ・給食費の無償化について、登米市の財政状況がすごく厳しいというのは理解しているが、保護者のために全額とは言わず、一部でもよいのでお願いしたい。少子化対策にもつながると思う。

<テーマ②>

- ・出生数がここ10年間で急激に減少している。これまで保育施設には待機児童問題があり、希望しても入れないという時期があった。しかし、今では逆に定員数に満たないという保育施設がかなり増えている状況にある。
- ・園児数の獲得に向けて無園児に着目している。新聞報道によると全国に182万人いるとのことである。
- ・一時預かりの需要はかなりあるので、事業を実施したいという思いもあるが、保育人員の確保が困難で難しい。
- ・保育園はこれ以上増えないと捉えている。今後、子どもたちが減っていったときに民間施設の運営はどうなるんだろうかという大きな不安を感じている。

- ・市からは民間委託後の民間経営をどのようにして守るのかという方針が全く示されていない。不安である。



(所 見)

<テーマ①>

登米市地方保育所協議会からの参考資料には、各材料などの値上がり対比が個別に列記しており、厳しい経営状況について理解することができた。本市においては、9月定期議会で私立及び公立保育所等に対する給食材料費原油価格・物価高騰対策事業として補正予算が可決されている。

なお、助成金の算定方法については、実人数が許可定員数を上回ってもその分は支給されないとのことから、算定方法見直しの国への要望や、その分についての市の独自支援についても検討が必要ではと考える。

<テーマ②>

本市として認定こども園、保育所、小規模保育事業所を増設してきたことにより、待機児童は0人となった。その一方で、本市の出生数は年ごとに減少傾向にある。さらに、合計特殊出生率についても横ばいの傾向にある。

このような状況により、施設においては、定員割れのところも出てきている。各施設の経営者や園長からは、急激な少子化を見据え、今後の運営に対する不安が感じられた。今後、各施設においては、統合、合併も視野に入れ、競争力を付けるためにもそれぞれの施設の特色を活かした運営や、そのための環境整備に努めることが必要と考える。

この課題については、協議会関係者の意見や要望をしっかりと聞きながら、さらには現場の声を県や国にも届けることも必要ではないかと考える。

教育民生常任委員会 活動概要

【行政視察】

1. 期 間：令和4年11月9日（水）～11日（金）
2. 視察先および内容
 - (1)愛媛県伊予市
「伊予市立図書館（IYO夢みらい館）について」
 - (2)愛媛県大洲市
「マイナンバーカード交付率向上に向けた取り組みについて」
 - (3)愛媛県新居浜市（T t kエンタープライズ㈱）
「バイオガス発電プラントについて」
3. 参 加 者：副委員長 熊谷 和弘
 委 員 永島 順子、曾根 充敏、日下 俊、工藤 淳子、
 中澤 宏、田口 政信
 同 行：市民生活部長 三浦 徳美
 教育部長 小林 和仁
 随 行：議会事務局主査 鮫名 克宏
4. 概 要：(別紙のとおり)
5. 所 見：(別紙のとおり)

【愛媛県伊予市】

伊予市立図書館（IYO夢みらい館）について

- 日 時：令和4年11月10日(木) 午前10時～午後0時
■場 所：伊予市役所、伊予市立図書館（IYO夢みらい館）

（概 要）

本市では今年度、図書館構想の見直しを行うこととしており、市立図書館（室）の利用実態や新図書館への期待、要望等を把握するため、6月から7月にかけてアンケート調査を実施している。

このような状況を踏まえ、本委員会として、現代の図書館のあり方等について調査することを目的に近年整備された伊予市立図書館（IYO夢みらい館）を視察したもの。

1. 施設の概要について

- (1)施設の名称 伊予市文化交流センター（愛称：IYO夢みらい館）
(2)設置目的 市民の文化芸術活動や生涯学習の推進を図り、「ひと・まち・文化」が出会い、つながる仕組みを創ることを目的とする。
(3)所在地 愛媛県伊予市米湊768番地2
(4)沿革 令和元年7月竣工 令和2年4月1日開館
※令和元年8月1日（図書館・地域交流館）
※令和2年4月1日（文化ホール）
(5)構造 鉄筋コンクリート造3階建（一部鉄骨造）
(6)敷地面積 7,428.30 m²
(7)延床面積 5,580.58 m²
(8)施設内容 文化ホール・地域交流館・図書館・共用スペース・その他

施設名	各諸室
文化ホール	ホール、楽屋1・2
地域交流館	1階 スタジオ1・2・3、会議室101・102
	2階 会議室201・202、多目的室、和室 料理研修室、工芸室
図書館	子ども図書室・読み聞かせコーナー、対面朗読室 AV・PCコーナー、サイレントルーム
共用スペース	1階 IYOラウンジ、縁側モール、ホワイエ ロビー
	2階 学習コーナー、サポーターズルーム

(9) 開館時間・休館日

施設名	開館時間	休館日
文化ホール 地域交流館	9:00～22:00	・毎週火曜日(祝日の場合は翌日) ・年末年始(12月29日～1月3日)
図書館	9:00～19:00 (金曜日)9:00～20:00	・毎週火曜日(祝日の場合は翌日) ・年末年始(12月29日～1月3日) ・館内整理日(毎月末日他) ・特別整理期間(3月中10日以内)

2. 施設設置までの経緯・経過について

(1) 図書館、文化ホール等建設の方針

総合計画実施計画に基づく図書館、文化ホールを、中心市街地に近い中央公民館敷地に同施設とともに複合施設として整備し、中心市街地のまちづくりの先導と市民の文化芸術・生涯学習の発展に寄与する。

具体的には、文化芸術の持つ創造力、集客力、発信力等に着眼し、文化芸術振興の拠点となる文化ホール、市民の学習・創造活動を支援する図書館、公民館を整備する。

(2) 図書館、文化ホール、公民館施設建設事業の検討・推進体制について

① ハード（建設関係）部門

年度	検討・推進体制等
平成 21 年度	・総合計画実施計画に掲げる計画施設（市庁舎、総合保健福祉センター、市民会館、中山地域事務所等）の推進に係る事項に関し「伊予市総合計画建設事業検討委員会」を設置 ※図書館、文化ホールの設置場所は「ウェルピア伊予」
平成 22 年度	・「庁舎建設課」が新設。市庁舎等主要5施設の計画、設計、建設を担当 ・「伊予市庁舎等建設検討委員会」にて市庁舎等3施設についての企画検討を実施
平成 23 年度	・「伊予市庁舎等建設検討委員会」にて、図書館、文化ホールについての企画検討を実施 ・「伊予市庁舎等基本計画策定審議会」を設置。本庁舎建設基本計画策定について協議 ・「伊予市図書館、文化ホール等建設基本計画策定業務プロポーザル審査委員会」により委託業者を選定。 ※文化団体等から図書館、文化ホールを市街地で建設するよう要望書が提出される。これらの要望を受け、市長が建設場所を「ウェルピア伊予」から「中心市街地に近い場所」に変更

年度	検討・推進体制等
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が建設地の変更を表明したため、「伊予市庁舎等基本計画策定審議会」を4月から一時中断し、図書館、文化ホールの建設候補地を検討 ・建設地が「ウェルピア伊予」から「中央公民館、図書館等の施設がある敷地」に変更。同時に図書館、文化ホール、公民館、老人福祉施設を複合して整備することに決定 ※老人福祉施設については、その後、他の場所に建設することに決定。
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新市長が就任 ・建設場所・方法などについて、再度、市民の声を反映させるため、タウンミーティングを開催 ・市内全戸を対象とした市民アンケートを実施 ・「伊予市図書館、文化ホール等新築工事設計業務プロポーザル審査委員会」により設計業者を選定
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「庁舎建設課」が庁舎建設室となり、都市住宅課に編入 ・図書館、文化ホール、公民館新築工事基本設計開始 ・市民ワークショップを開催 ・備品設備関係協議
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・備品設備関係協議 ・市民ワークショップを開催
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・建設主体工事請負業者を一般競争入札により選定 ・平成 29 年 2 月より図書館・文化ホール等新築工事建設開始
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺住民への工事説明会を開催
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館・文化ホール等新築工事が全て完了
その他	<p><議会との協議・調整></p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館・文化ホール等建設特別委員会（議長を除く全議員）及び議会協議会を節目ごとに開催。議会との情報共有を積極的に推進

<経費関係>

総事業費 約 44 億 3 千万円（うち本体工事費約 40 億 4 千万円）

（財源） 合併特例債 約 21 億 7 千万円

社会資本整備総合交付金 約 19 億 4 千万円

建設計画推進基金繰入金 約 1 億 8 千万円

教育奨励基金繰入金 約 8 千 8 百万円

一般財源 約 5 千 7 百万円

②ソフト（管理運営）部門

ハード（建設関係）部門と並行し、教育委員会事務局社会教育課において、ソフト（管理運営）部門の検討を平成 26 年度より開始し、「伊予市図書館、文化ホール等管理運営計画策定支援業務プロポーザル審査委員会」によりコンサル業者を選定。

「伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会」を発足し、検討、協議を重ねた（平成 26～28 年度）。検討委員会を実施する中でフォーラムや分科会等、できるだけ多く市民が参画できるような機会を設け、数々の提案や意見を聴取した。

(3) プレ事業について

施設の開館に先立ち、認知度の向上及び利用促進を図るために、市民及び地域団体等との連携をして各種事業を企画立案し、学校関連にも協力依頼を求めるなどして幅広く事業を展開した。

主な事業：愛称募集、施設見学会、お試し事業



(所 見)

伊予市図書館は令和元年 7 月竣工、令和 2 年 4 月開館、延べ床面積 5,580 m² の文化ホール・地域交流館・図書館・共用スペースで成り立ち、1 階が図書館・ホール・会議室、2 階が多目的室・料理室・工芸室・学習コーナーなど文化ホールと地域交流館と図書館が入った複合施設となっている。

図書館の特徴として、天井に照明がなく、本棚の上部に照明がつき、目に優しい感じがした。1 カ所で様々な行事ができ集客力も大いに見込める施設であった。

さらに、図書館の 2 階には運動もできる多目的ホールもあり、素晴らしい施設であった。

【愛媛県大洲市】

マイナンバーカード交付率向上に向けた取り組みについて

- 日 時：令和4年11月10日(木) 午後3時～午後4時
- 場 所：大洲市役所

(概 要)

本市におけるマイナンバーカード交付率は32.0%（令和4年9月末時点）であり、県内自治体では最下位となっている。国でも様々な動きが見られており、交付率向上に向けた新たな取り組みが必要である。

今回、交付率が66.7%（令和4年9月末時点）で、特別区・市部門において全国第7位である愛媛県大洲市の取り組みについて視察したものの。

1. 大洲市におけるマイナンバーカード交付の状況について

平成28年1月の制度開始以降、大洲市では交付率が全国平均・県平均を下回る状況が続いていた。

	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和2年11月
大洲市	5.98%	7.37%	8.70%	11.71%	17.93%
愛媛県	—	8.80%	10.41%	13.43%	20.71%
全国平均	8.40%	10.92%	12.97%	15.94%	23.03%

県内20市町のうち16位

2. 取得促進に向けた取り組み（その①）

(1) マイナンバーカード普及促進強化期間【令和3年1月～9月】

①対応窓口の強化

- ・会計年度任用職員の増員
- ・申請サポートの強化
 - ※申請ブースの新設と専用タブレット端末の導入
- ・交付専用室の新設と交付用統合端末の増設
- ・「申請時来庁方式」の開始

②確定申告相談会場での「出張申請受付」を実施

③休日窓口の開設（毎月2回）

④周知文書の世帯配布、広報誌・ホームページの活用

(2) おおず買物等割引チケット事業（拡充版）【令和3年1月～9月】

マイナンバーカード取得者へ割引チケットを配布するもの

- 事業費 186,177,194 円
- 1人 7,500 円分 (@500 円×15 枚綴り)
- 対象者
 - 「既にマイナンバーカードを持っている人」
 - 「令和3年6月末までにマイナンバーカードの交付を受けた人」
- 1,000 円ごとの買物等でチケット1枚が使用可能
- チケットの使用期間は令和3年4月1日～9月30日
- チケット交付対象者 24,873 人、利用枚数 363,194 枚
- チケット取扱店舗数 393 店舗（市内）

3. 申請・交付件数の推移（おおず買物等割引チケット事業期間中）

様々な取り組みの結果、マイナンバーカード交付率が令和3年9月末時点で県内1位、特別区・市部門において全国第6位となった。

月末現在	令和2年11月 (事業開始前)	令和2年12月	令和3年1月	令和3年2月	令和3年3月	令和3年4月	令和3年5月	令和3年6月 (対象申請期限)	令和3年7月	令和3年8月	令和3年9月 (事業後)
申請件数	9,184件	9,637件	11,400件	14,676件	16,420件	24,312件	25,511件	27,073件	27,269件	27,342件	27,422件
交付件数	7,657件	7,963件	8,601件	9,824件	12,391件	16,750件	20,158件	23,098件	24,594件	25,268件	25,495件
交付率	17.93%	18.65%	20.14%	23.00%	29.01%	39.22%	47.20%	54.09%	57.59%	60.16%	60.70%
県内順位	16位	16位	15位	14位	4位	2位	1位	1位	1位	1位	1位

期間中42%アップ

4. 取得促進に向けた取り組み（その②）

(1) 「出張申請受付方式」の本格開始【令和3年10月】

市民の申請機会拡充のため、生活に身近な場所（公民館）や、勤務先である企業等、あるいは商業施設に市職員が出向いて申請を受け付けることで、市役所窓口に来ることなく、マイナンバーカードを郵送で受け取ることを可能とした。

<実施状況>

①令和3年度・・・公民館、高齢者施設、農協など

公民館・分館	3 箇所	35 件
市立養護老人ホーム	1 箇所	34 件
確定申告会場	11 箇所	80 件
企業・事業所	1 箇所	11 件
計	16 箇所	160 件

②令和4年度・・・公民館、県立高校、市内企業（事業所）など

公民館・分館	28 箇所	41 件
県立高校	4 箇所	21 件
企業・事業所	17 箇所	73 件
計	49 箇所	135 件

(2)マイナンバーカード利用機会の創出

①コンビニ交付サービス事業の導入【令和5年3月】

マイナンバーカードを使って、全国約 56,000 店舗（市内 19 店舗）のコンビニエンスストア等で午前 6 時 30 分から午後 11 時まで各種証明書が取得できるもの。

<対象証明書>

住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票

②タッチパネル証明書発行サービス事業の導入【令和5年2月】

市役所窓口来庁者を対象に、マイナンバーカードを活用したタッチパネルによる証明書発行サービスを導入し、申請書に氏名や住所等を記入することなく証明書の発行を可能とする。（書かない窓口の導入）

③健康保険証・公的身分証明書としての利用促進

マイナンバーカードを健康保険証として利用した場合、本人の同意により初めての医療機関でも特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、また限度額適用認定証の提出が不要になるなどの利点の周知に努め、「マイナ保険証」の利用を促進していく。

また、顔写真付きの本人確認書類として使用できるため、運転免許証を持たない高齢者にも保険証と同じような感覚で持ち歩いてもらえるよう安全性の周知にも努める。

(3)愛媛県と 20 市町の連携事業

①愛媛県版マイナポイントの付与

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込・公金受取口座登録を行った人が、国が付与するマイナポイントの申込を行った場合に、愛媛県独自にポイント（最大 4,000 円相当）を上乗せ付与する。

②県内商業施設での申請サポート

マイナポイント第2弾によりカード取得の機運が高まる時期に合わせ、愛媛県内における大型集客施設等において、マイナンバーカードの申請サポート及びマイナポイント申込のための窓口を土曜日、日曜日、祝日に設置。

⇒買物のついでに手ぶらで申請をPR（家族連れに好評）

- ☛ これらの取り組みにより、愛媛県の申請率は6月26日締め時点の50.50%（全国25位）から、9月25日締め時点で61.85%（全国12位）へと大きく向上。

5. 今後の課題

◆ マイナンバーカードを活用したDXの推進

大洲市DX推進計画の基本理念

『デジタルでみんなきらめく幸せ・安心・誇りあるふるさと大洲』を目指し、マイナンバーカードの活用機会を拡充していく。

ほぼ全ての市民がマイナンバーカードを取得するという目標を目指す！



（所見）

マイナンバー制度は、平成27年全国民に12桁の番号が付番され平成28年1月から交付が始まったが、国民総背番号制や個人情報管理上の危険性が心配され、取得率が低迷をしている。

大洲市では、令和2年11月で17.9%、県内16位という状況を、令和3年1月から9月を普及促進強化月間と定め、①窓口対応の強化の強化（会計任用職員の配置、申請サポートのためのブースやタブレット、6台の設置）②確定申告会場での出張申請受付、③休日窓口、④広報活動（HP、広報誌、チラシ）の他1.8億円を予算付けし、買い物割引チケット7,500円事業を実施。令和3年9月には60.7%で県内1位となり、全国特別区市で6位という成果となった。さらに、出張受付申請方式を強化し、公民館、老人ホーム、JAや企業、事業所、県立高校などへ出向いた結果、令和4年10月末には68.1%となっている。

マイナンバーカードの普及には、大洲市の取り組みから学び、申請手続きのサポートや出張申請の実施、ポイントの付与、買い物割引など工夫を凝らした推奨策が必要である。さらに、カード所持によるメリットを上げる必要があり、健康保険証との連動や給付金事業、補助金給付の迅速性を担保できるなど個人情報漏洩防止策も考慮し推進していかなければならない。

本市では、月次的な目標値を設定し、町域や集落単位への出張申請の場や子育て世代を重点化し、子供と保護者の同時申請や高校生へアプローチしていくことも視野に入れ事業に取り組むべきである。

【愛媛県新居浜市】

バイオガス発電プラントについて

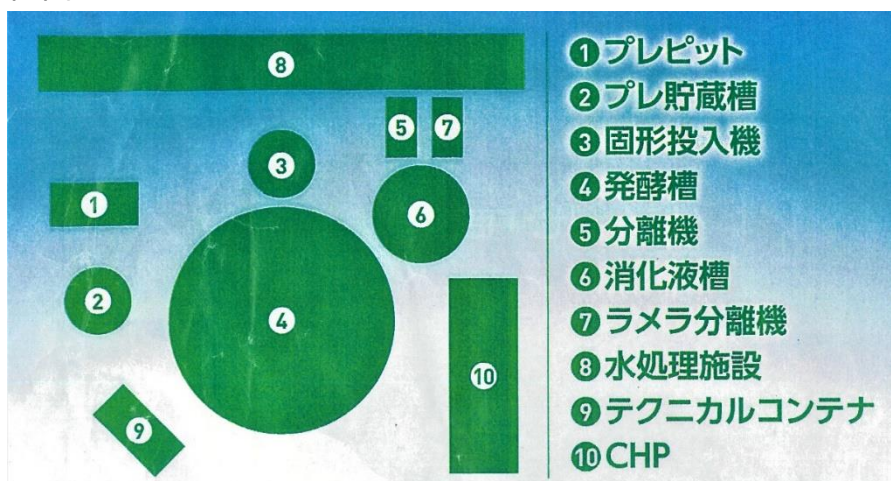
- 日 時：令和4年11月11日(金) 午前9時45分～午前11時
- 場 所：T t kエンタープライズ(株) バイオガス発電プラント

(概 要)

T t kエンタープライズ(株) (本社：愛媛県今治市) が愛媛県新居浜市内で運営しているバイオガス発電プラントを視察したもの。

◆バイオガス発電プラントの概要について

①平面図



②施設設備概要

①プレピット	搬入してきた原料を投入する場所。ここから投入する原料は含水率80%以上のもの。
②プレ貯蔵槽	プレピットに投入された原料を貯蔵する場所。
③固形投入機	含水率80%未満の原料を投入。
④発酵槽	約2,500トンの原料が入っており、ここで投入した原料(有機物)が微生物により分解され、メタンガスが発生。
⑤分離機	発酵槽からでてきた消化液が固形物と消化液とに分離。固形物は堆肥として利用、消化液は液槽に移される。
⑥消化液槽	分離機にかけられた消化液を貯蔵する場所。
⑦ラメラ分離機	消化液槽に貯蓄された消化液がここに移され、さらに分離される。そして、一部の原料が発酵槽に戻り、一部の原料が水処理施設に送られる。
⑧水処理施設	ラメラ分離機から送られてきた消化液が処理され、公共排水に流される。
⑨テクニカルコンテナ	プラントの全般的な操作を行う場所。原料の投入時間等の設定や、発酵槽内の情報を確認することができる。
⑩CHP	発電機になっており、発酵槽より送られてきたメタンガスによりエンジンを稼働し、電気発電を行う。



(所 見)

視察した Ttk エンタープライズ(株)のバイオガス発電プラントは、最大発電量 500kw/h、最大原料投入量 35t の規模である。実際に現場を見ながら説明を聞くことによって、食物残渣等が投入されて、発酵槽で発酵、メタンガスによって発電をし、その後、液肥・堆肥・処理水になっていく工程を理解することができた。

収入は廃棄物収集運搬と売電によって得ているとのことである。食物残渣の種類や量によって発生するメタンガスの量が異なり、それをコントロールしながら日々発電している様子が伺われた。最終処理については、多くが液肥としてベトナムに輸出され、固形肥料は有機農園で利用されているとのことであった。処理水については、瀬戸内海に面している愛媛県が、国より厳しい窒素成分の基準を設けており、毎年保健所が検査に来ているとのことである。

現在、学校給食の残渣の購入を予定している。住居とは離れた工業団地内に立地しているが、臭いの苦情が寄せられ、脱臭設備を導入して無くす努力をしているものの難しい課題のようであった。